

阿賀野市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の字の区域を次のとおり変更する。

なお、上の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和5年12月28日

阿賀野市長 田中清善

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
上江端	寄ノ越	13の2、14、15の1、15の2、16の1、 18から23まで、24の1、24の2、25の1、 25の2、26から41まで、42の1、42の2、 43の1、43の2、44から50まで、 51から53までの各一部、54から56まで、 57の一部、58の1の一部、58の2の一部、 59から69までの各一部、70から93まで、94の1、 94の2、95から104まで、105の1、106の1、 107の1、108の1、109の1、110の1、 110の4、113の1、113の2、119の1、 120、121の1、121の2	上江端	
	興野前	124の1、125、126、127の1、128の1、 129の1、130の1、131の1、132の1、 133の1、134の1、135の1、138の1、 139の1、140の1、140の3、141の1、 141の2、142から146まで、147の1、 147の2、148から161まで、 163から169まで、170の1、170の2、 171の1、171の2、172の1、172の2、 173の1、173の2、174、175の1、 175の2、176から184まで、 185の1から185の3まで、186、187、 188から197までの各一部、198の1の一部、 198の2の一部、199の一部、200の一部、 201の1の一部、201の2の一部		
東町	猪屋敷	1の一部		

東町	猪屋敷	1の一部、2から7まで、9の2、9の4、10の1、 10の5、10の7、10の8、10の10、10の11、 11から15まで、16の1、16の2、 17から48まで、48の1、49、49の1、 50から72まで、75、76、 77の1から77の4まで、78から80まで	東町	
	隠居免	166の1、166の2、167から175まで、 176の1、176の2、177から188まで、 189の1、189の2、190の1、190の2		
上江端	寄ノ越	51から53までの各一部、57の一部、58の1の一部、 58の2の一部、59から69までの各一部		
	興野前	188から197までの各一部、 198の1の一部、198の2の一部、199の一部、 200の一部、201の1の一部、201の2の一部		

及び当該変更に伴う公有地を含む。